



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- 1190 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO 協働推進課)
- 1191 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1192 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)
- 1193 保安林の指定解除予定 (森林整備課)
- 1194 " ( " )
- 1195 保安林予定森林 ( " )
- 1196 新道路の供用開始等 (道路保全課)
- 1197 都市計画事業の認可 (住宅環境課)
- 1198 公有水面埋立工事のしゅん功認可 (管理整備課)

### ○ 選挙管理委員会告示

\*152 平成 10 年和歌山県選挙管理委員会告示第 72 号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

### ○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧公告 (都市政策課)

### ○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山西警察署)

### ○ 正誤

平成 16 年 10 月 8 日付け和歌山県報第 1597 号和歌山県告示第 1150 号中

## 告 示

### 和歌山県告示第 1190 号

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定による設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局 NPO

協働推進課及び和歌山県 NPO サポートセンターに備え置いて、平成 16 年 12 月 5 日まで縦覧に供する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成 16 年 10 月 5 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌山福祉住環境コーディネーターの会
- 3 代表者の氏名  
小村哲也
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地の 11
- 5 定款に記載された目的

この法人は、平成 12 年度から導入されている介護保険制度のもと、地域利用者が住宅改修工事を行うことに対し、より質の高い、快適で安全な居住空間を提供できるよう、この NPO 法人の会員である福祉住環境コーディネーター等が自己研鑽に務め、地域の建設業者や建築士・ケアマネジャー・理学療法士・福祉用具レンタル業者等と交流を図りながら、総合的なネットワーク作りや新商品の知識を深める勉強会等の事業を行うことで、地域福祉の向上や地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第 1191 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 の規定により介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

| 申請者の名称  | 主たる事務所の所在地        | 指定事業所の名称               | 指定事業所の所在地  | サービスの種類 | 指定年月日     |
|---------|-------------------|------------------------|------------|---------|-----------|
| 医療法人南労会 | 大阪市港区弁天 2 丁目 1-30 | 医療法人南労会<br>デイサービス森のこかげ | 橋本市岸上 22-1 | 通所介護    | 平成 16.9.1 |

### 和歌山県告示第 1192 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 17 第 1 項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定

したので、同法第 15 条の 23 第 1 号に基づき公示する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定事業所番             | 申請者の名称                  | 主たる事務所の所在地                | 代表者の氏名 | 事業所の名称  | 事業所の所在地                   | サービスの種類               | 指 定 年月日       |
|--------------------|-------------------------|---------------------------|--------|---------|---------------------------|-----------------------|---------------|
| 300002<br>00184145 | 社会福祉法人<br>きのかわ福祉<br>会   | 那賀郡岩出町根来<br>1557          | 南方悦男   | なごみの家   | 那賀郡岩出町金屋<br>247-32        | 知的障害者<br>地域生活援<br>助事業 | 平成<br>16.10.1 |
| 300002<br>00185142 | 社会福祉法人<br>和歌山県福祉<br>事業団 | 西牟婁郡上富田町<br>岩田 2456 番地の 1 | 木村良樹   | つばさホーム  | 西牟婁郡上富田町<br>岩田 1642 番地の 7 | 知的障害者<br>地域生活援<br>助事業 | 平成<br>16.10.1 |
| 300002<br>00186140 | 社会福祉法人<br>美熊野福祉会        | 新宮市蜂伏 13 番<br>43 号        | 松村元弘   | ホームさんさろ | 東牟婁郡熊野川町<br>日足 878 番地の 1  | 知的障害者<br>地域生活援<br>助事業 | 平成<br>16.10.1 |

## 和歌山県告示第 1193 号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする  
予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和 26 年法律  
第 249 号）第 30 条の規定により、告示する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡九度山町大字九度山  
字上古曾部 1265 の 1、1265 の 75、1265 の 76、1265 の 89、  
1265 の 90、1265 の 91、1265 の 93、1265 の 98、1265 の 141、  
1265 の 142、1265 の 146、1265 の 147
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第 1194 号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする  
予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和 26 年法律  
第 249 号）第 30 条の規定により、告示する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 和歌山市古屋字海面並松  
488 の 2 から 488 の 4 まで・字外松原 532・字海面空地 546  
の 2（以上 5 筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第 1195 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和 26  
年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町宇筒井  
字蔭地 218、223、224
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭地 218・224（以上 2 筆について次の図に示す  
部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立  
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定  
める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面  
及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座  
川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第 1196 号

平成 14 年和歌山県告示第 413 号（道路の区域変更）で告  
示した道路のうち下記の道路について、新道路は、平成 16  
年 10 月 22 日から供用を開始する。旧道路は、同日から供  
用を廃止する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 区 間                                                     | 新旧<br>の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考<br>メートル                  |
|---------------------------------------------------------|----------|----------------------|-------------|------------------------------|
| 和歌山市平井字渡<br>り上 72 番 3 地先か<br>ら同市平井字川尻<br>16 番地先まで       | 旧        | 9.00<br>?<br>38.00   | 116.00      |                              |
| 和歌山市平井字渡<br>り上 72 番 3 地先か<br>ら同市栄谷字堂の<br>浦 441 番 5 地先まで | 新        | 20.00<br>?<br>38.00  | 380.60      | 紀ノ川停<br>車場線重<br>複区間<br>10.60 |

## 和歌山県告示第 1197 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

## 1 施行者の名称

かつらぎ町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

かつらぎ都市計画公園事業 4・4・1 かつらぎ公園

## 3 事業施行期間

自 平成 16 年 10 月 22 日

至 平成 21 年 3 月 31 日

## 4 事業地

収用の部分 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字外  
島地内

使用の部分 なし

## 和歌山県告示第 1198 号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第 3 項の規定により、関係図書を新宮市役所において告示の日から起算して 10 年を経過する日まで閲覧に供する。

平成 16 年 10 月 22 日

新宮港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 木 村 良 樹

## 1 しゅん功認可を受けた者

(1) 所在地 新宮市井の沢 1 番 30 号

(2) 名称 新宮市土地開発公社

(3) 代表者住所 新宮市清水元 1 丁目 1 番 13 号

(4) 代表者氏名 理事長 山口泰郎

## 2 埋立区域

(1) 位置 第 1 工区

和歌山県新宮市佐野字上地 2116 番から同市佐野三丁目 2090 番 24 を経て同市佐野字秋津野 2090 番 1 に至る間の地先公有水面

(2) 区域 第 1 工区

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び⑦の地点と①の地点を結ぶ平成 8 年の秋分の満潮位 (D. L. +1. 52 メ

ートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 工業用地防波護岸南端隅角部の上部工の設標 (北緯 33 度 40 分 44.885 秒、東経 135 度 58 分 35.267 秒 (以下「基点」という。)) から 69 度 11 分 52 秒 247.94 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 199 度 04 分 14 秒 220.00 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 289 度 05 分 17 秒 99.92 メートルの地点

⑥の地点 ③の地点から 199 度 05 分 16 秒 370.73 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 289 度 05 分 16 秒 302.75 メートルの地点

(3) 面積 139,299.40 平方メートル

## 3 埋立地の用途

保管施設用地、流通施設用地、木材・木製品製造業用地、金属製品製造業用地、道路用地

## 4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成 9 年 12 月 1 日和歌山県指令 8 港第 464 号

## 5 しゅん功認可年月日 平成 16 年 10 月 14 日

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第 152 号

平成 10 年和歌山県選挙管理委員会告示第 72 号 (不在者投票管理者となる病院等の指定) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

## 第 2 項の表中

日高郡十ヶ町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホーム ときわ寮  
日高郡十ヶ町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立養護老人ホーム ときわ寮

日高郡美浜町大字三尾 9 番地

日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180

を

日高郡町村及び御坊市立特別養護老人ホーム  
日高郡町村及び御坊市立養護老人ホーム と

老人福祉施設事務組合  
ときわ寮  
老人福祉施設事務組合  
きわ寮

日高郡美浜町大字三尾 9 番地

日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180

「日高郡十ヶ町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホーム ときわ寮川辺園」10  
に、

日高郡大字和佐 2081 番地の

を

「日高郡町村及び御坊立特別養護老人ホー

市老人福祉施設事務組合  
ム ときわ寮川辺園

日高郡川辺町大字和佐 2081 番地の  
10

に、

「日高郡十ヶ町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホーム ときわ寮梅の里」

日高

郡みなべ町滝 469 番地

を

「日高郡町村及び御坊合立特別養護老人ホ

市老人福祉施設事務組  
ーム ときわ寮梅の里

日高郡みなべ町滝 469 番地

に改める。

## 公 告

### 都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

#### 1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画用途地域の変更

#### 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

## 諸 報

### 拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成 16 年 10 月 22 日

和歌山県和歌山西警察署長 源 中 徹

| 物 件<br>(種別及び数量) | 拾 得 年 月 日        | 拾 得 の 場 所       |
|-----------------|------------------|-----------------|
| 現金 13 万円        | 平成 16 年 9 月 25 日 | 和歌山市中之島<br>(路上) |

## 正 誤

### 正 誤

平成 16 年 10 月 8 日付け和歌山県報第 1597 号和歌山県告示第 1150 号中

| ページ | 段 | 誤                     | 正                     |
|-----|---|-----------------------|-----------------------|
| 5   | 右 | 平成 16 年和歌山県告示第 1148 号 | 平成 16 年和歌山県告示第 1149 号 |